

平成 30 年度 第 2 回

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

平成 31 年 2 月

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

目 次

I	平成 31 年度 神戸市国民健康保険事業（案）について	
1	事業見込み	2 頁
2	平成 31 年度の制度改革（案）	5 頁
3	保健事業	8 頁
4	国民健康保険料の収納対策	14 頁
II	MY CONDITION KOBE（市民 PHR システム）について	15 頁
III	平成 31 年度 神戸市国民健康保険料について	16 頁

I 平成 31 年度 神戸市国民健康保険事業（案）について

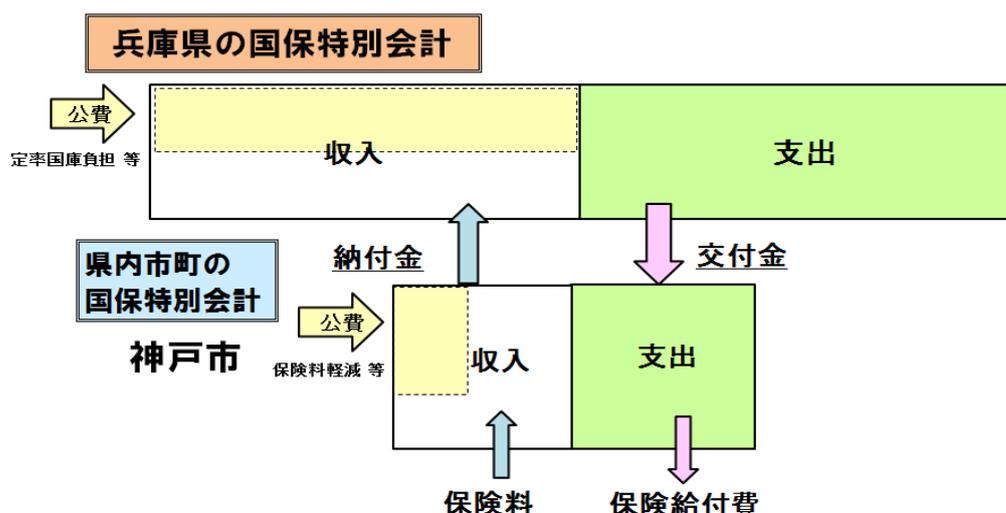
平成 30 年度より、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとなった。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料の規定の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなった。

神戸市国民健康保険としては、兵庫県国民健康保険運営方針を踏まえ、市民の医療を受ける機会の確保や健康の増進に果たすべき役割を十分に認識し、引き続き健全な事業運営を行っていく。

【財政運営の仕組み】

- ・兵庫県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を全額、県内市町に対して支払う。
- ・兵庫県が、県内市町ごとに国保事業費納付金の決定、「標準保険料率」の公表及び算定を行い、県内市町は「標準保険料率」を参考に保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、県に納付金を納める。



1 事業見込み

区 分		平成30年度見込	平成31年度見込	伸び率
世 帯 数		222,282 世帯	211,971 世帯	▲4.6%
被保険者数		337,669 人	321,311 人	▲4.8%
内 訳	一般	335,110 人	320,443 人	▲4.4%
	退職者	2,559 人	868 人	▲66.1%
(再掲) 介護第2号被保険者数		106,876 人	96,815 人	▲9.4%
総医療費		1,303 億円	1,274 億円	▲2.2%
被保険者1人 当たり医療費		385,855 円	396,503 円	2.8%
被保険者1人当たり レセプト件数/年		18.18 件	18.40 件	1.2%
レセプト1件 当たり医療費		21,224 円	21,554 円	1.6%

<参考> 兵庫県見込み（国保事業費納付金・本算定）

区 分	平成30年度見込	平成31年度見込	伸び率
1人当たり基準額	131,298 円	140,468 円	7.0%

保険料の算定期期

保険料の算定方法については、国民健康保険法の規定により条例で定めている。

医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料と介護分保険料（40歳以上65歳未満の被保険者）について、それぞれ賦課総額、加入者の所得に応じた所得割額、加入者数に応じた均等割額、1世帯あたり定額の平等割額の算定方法を具体的に定め、保険料率を決定したときは速やかに告示することとしている。

神戸市国民健康保険においては、適正な保険料率を算定するため、毎年5月に加入者の前年所得が確定した時点で保険料率を決定している。

区 分		29 年度	30 年度
医療分	所得割料率	10.27%	8.17%
	均等割額	23,330円	30,710円
	平等割額	24,790円	21,360円
	限度額	54万円	58万円
後期高齢者 支援金分	所得割料率	3.12%	3.11%
	均等割額	7,300円	11,670円
	平等割額	7,760円	8,110円
	限度額	19万円	19万円
介護分	所得割料率	3.23%	3.41%
	均等割額	7,940円	15,600円
	平等割額	6,290円	7,050円
	限度額	16万円	16万円

※後期高齢者支援金分・・・75歳以上の後期高齢者医療にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝4：1：1）、75歳以上の方の保険料（1割）、現役世代からの支援金（4割）から成り立っている。現役世代からの支援金については、各保険者の加入者数に応じた負担となっており、国においてその納付額が定められている。

※介護分・・・介護保険にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝2：1：1）、65歳以上の方（1号被保険者）の保険料（23%）、40歳から65歳未満の方（2号被保険者）の保険料（納付金、27%）から成り立っている。各保険者は2号被保険者数に応じて納付金を負担することとなっており、国においてその納付額が定められている。

平成30年度からの保険料算定方式

○賦課割合

兵庫県が定める標準保険料率の算定基礎となる賦課割合に変更

所得割：均等割：平等割＝（従前） 50：30：20

（変更後） 45：38：17 （介護分は42：41：17）

○神戸市独自の所得控除

配偶者控除及び扶養親族にかかる所得控除を廃止したうえで、当分の間、子ども（18歳以下）、障害者、寡婦（夫）の控除を継続

- | | |
|-------------------|------|
| ①18歳以下の子ども | 33万円 |
| ②障害者・寡婦（夫） | 26万円 |
| ③同居特別障害者 | 53万円 |
| ④住民税非課税の障害者・寡婦（夫） | 92万円 |

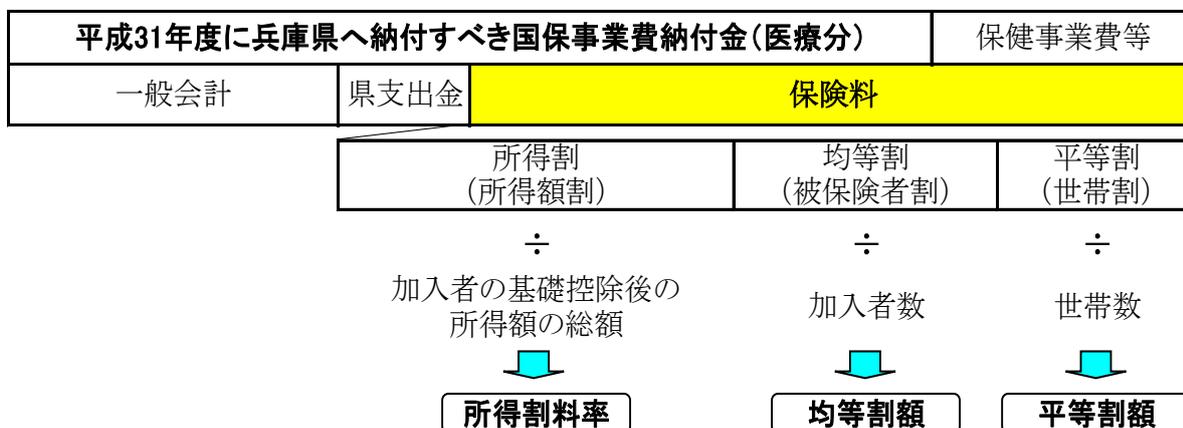
○緩和措置

当分の間、平成29年度算定方式の保険料からの増加額を15%までとする緩和措置を実施

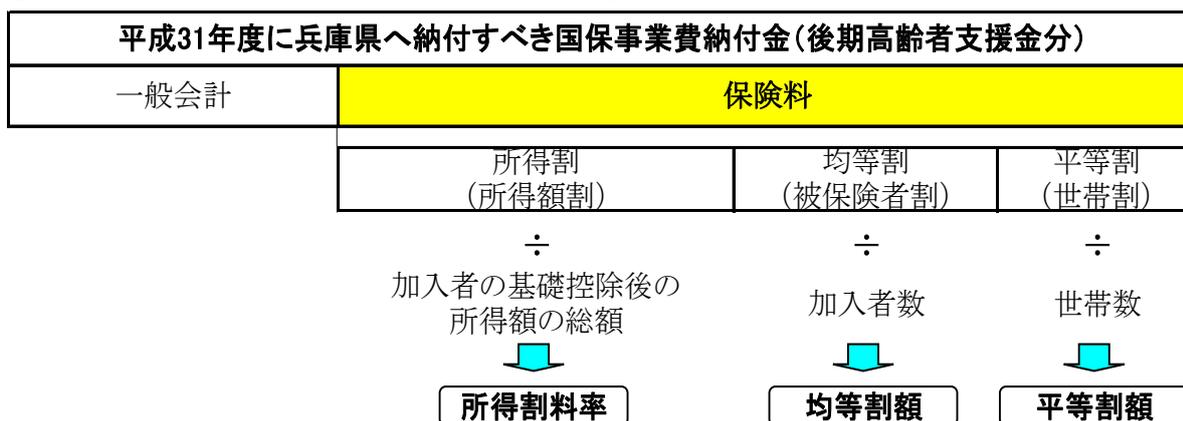
保険料の決め方

国民健康保険料は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料と介護分保険料(40歳以上65歳未満の被保険者)からなる。それぞれの保険料は、所得割、均等割、平等割からなる。

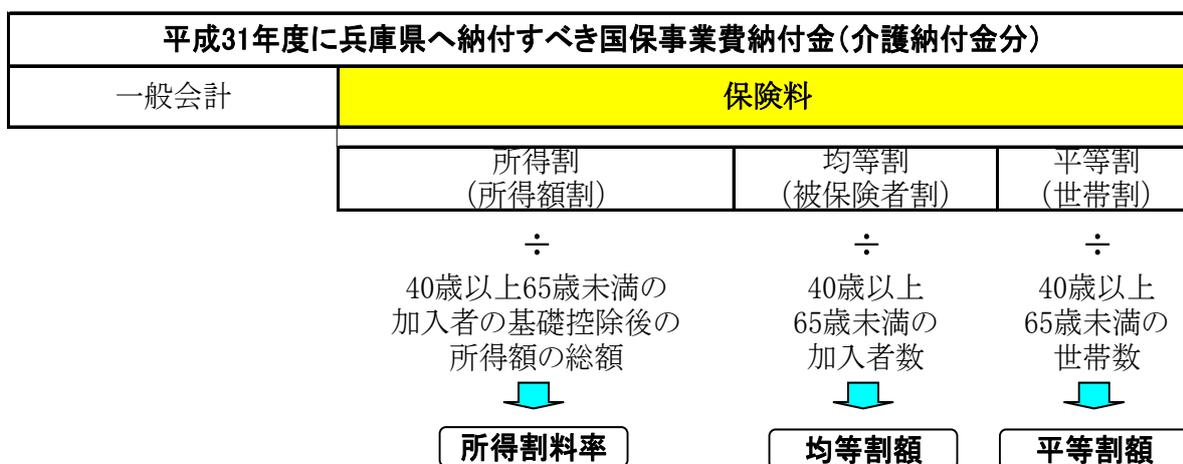
【平成31年度の医療分保険料】



【平成31年度の後期高齢者支援金分保険料】



【平成31年度の介護分保険料】



2 平成 31 年度の制度改正（案）

（1）平成 31 年度の保険料賦課限度額（予定）

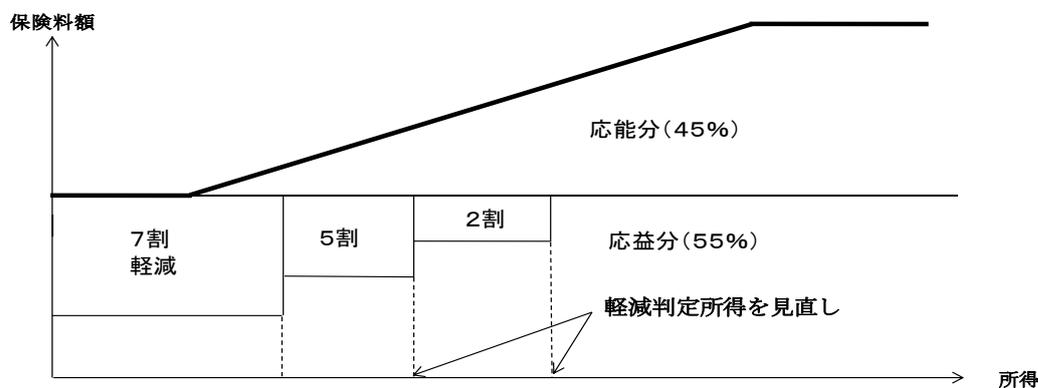
中間所得層の負担緩和を図る観点から、保険料賦課限度額を見直すため政令が改正された。

	医療分	後期高齢者 支援金分	医療分 +後期分	介護 納付金分	合計
30 年度	58 万円	19 万円	77 万円	16 万円	93 万円
31 年度 (予定)	61 万円 (+ 3 万円)	19 万円 (据え置き)	80 万円 (+ 3 万円)	16 万円 (据え置き)	96 万円 (+ 3 万円)

※神戸市においては、政令基準にあわせ、賦課限度額の見直しに必要な国民健康保険条例の改正を予定している。

（2）低所得者に対する保険料軽減判定所得の見直し（予定）

低所得者に対する保険料軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえた見直しを図るため政令が改正された。



保険料軽減判定基準額

軽減割合	現行	改正後
2 割	33 万円 + <u>50 万円</u> × 被保険者数	33 万円 + <u>51 万円</u> × 被保険者数
5 割	33 万円 + <u>27.5 万円</u> × 被保険者数	33 万円 + <u>28 万円</u> × 被保険者数
7 割	33 万円	変更無し

※市独自の減免制度（低所得）についても、上記の国基準に合わせて変更する。

あわせて所得激減世帯の減免制度について、市税や他都市と同様に判定所得から一時所得・譲渡所得を除外する取扱いに変更する。

（国民健康保険条例施行規則の改正を予定）

(3) 東日本大震災被災者への対応 (予定)

①医療機関等受診時の一部負担金等の免除

東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等から転入した被災者について、医療機関等を受診した際の一部負担金等の支払い免除について、厚生労働省の通知に合わせて平成31年度も延長する。

(適用実績)平成30年度(12月末現在)

- ・免除証明書交付件数 2世帯 3人
- ・一部負担金免除件数(レセプト件数) 41件 103,426円

②国民健康保険料の免除

東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等から転入した被災者について、国民健康保険料の支払いの全額免除措置を平成31年度も延長する。

(適用実績)平成30年度

2世帯 3人 861,340円

(4) 旧被扶養者減免の見直し (予定)

被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより国保に加入した65歳～74歳の者(旧被扶養者)に対する応益割保険料の減免措置の適用期間について、厚生労働省の通知に合わせて平成31年度以降は、国保の資格取得日から2年間とする。(国民健康保険条例及び国民健康保険条例施行規則の改正を予定)

(軽減内容)

見直し前

所得割：免除 均等割：5割減免 平等割：5割減免

※平等割減免は、旧被扶養者のみの世帯に限る。

見直し後

資格取得日から2年間まで

所得割：免除 均等割：5割減免 平等割：5割減免

※平等割減免は、旧被扶養者のみの世帯に限る。

資格取得日から2年間経過後

所得割：免除 均等割：減免なし 平等割：減免なし

(5) 一部負担金減免等の基準の見直し(予定)

平成30年10月1日から実施されている生活扶助基準の見直しに伴い、厚生労働省通知(平成30年11月1日付け保国発1101第1号)に従い、一部負担金減免制度における実収月額の見直しを以下のとおり改定する。

①免除対象世帯

見直し前 実収月額 \leq 基準生活費 \times 115%

見直し後 実収月額 \leq 基準生活費 \times 990/885 \times 115%

②減額対象世帯

見直し前 基準生活費 \times 115% $<$ 実収月額 \leq 基準生活費 \times 130%

見直し後 基準生活費 \times 990/885 \times 115% $<$ 実収月額 \leq 基準生活費 \times
990/885 \times 130%

③徴収猶予対象世帯

見直し前 基準生活費 \times 130% $<$ 実収月額 \leq 基準生活費 \times 130%+
一部負担金所要見込額

見直し後 基準生活費 \times 990/885 \times 130% $<$ 実収月額 \leq 基準生活費 \times
990/885 \times 130%+一部負担金所要見込額

※乗率「990/885」は、厚生労働省通知により生活扶助基準の見直しに応じて基準生活費に乗ることとされた割合。平成31年10月～平成32年9月は「990/870」、平成32年10月以降は「1,155/1,000」となる予定。

④改定日

平成31年3月1日

3 保健事業

平成 30 年 3 月に策定した第 2 期神戸市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（平成 30～35 年度）に基づき、生活習慣病等の予防に向けた保健事業を実施する。

（1）ICT を活用した保健事業

健康創造都市 KOBE の推進を目指して構築された市民 PHR システム「MY CONDITION KOBE」の利用により、個人の健康状態の見える化、健康ポイントの付与、健康アプリを活用した効果的・効率的な保健指導など、国保加入者の生活習慣病の予防および自主的な健康づくりを支援する。

（2）健康ライフプラザにおける「歩行寿命延伸プログラム事業」等の実施

健康ライフプラザ 4 階トレーニング施設において、あらたに歩行寿命に注目した「歩行寿命延伸プログラム事業」やフレイル予防につながる高齢期の健康づくり事業、障害者を含むその他市民の健康づくり事業を実施する。

（3）特定健診・特定保健指導の実施

40歳から74歳の国保加入者を対象に特定健診・特定保健指導を実施する。

①勧奨方法・実施方法

4 月 1 日現在、神戸市国民健康保険加入者のうち 40～75 歳到達者を対象とし、誕生月を基準にして年 4 回（4・6・8・11 月）に分けて受診券を発行する。ただし、当該実施年度に 75 歳に到達する者は、4 月に送付する。

（受診券発行件数）

29年度	30年度（見込）	31年度（見込）
257,535件	248,907件	239,035件

・個別健診（指定医療機関）、集団健診（健診機関 2ヶ所）へ委託にて実施。

②実施状況

ア) 法定報告

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績	特定健診受診率	32.4%	32.9%	33.5%	-	-
	特定保健指導実施率	8.7%	7.9%	6.9%	-	-
目標	特定健診実施率	50%	55%	60%	36.0%	38.0%
	特定保健指導実施率	40%	50%	60%	10.0%	13.0%

参考) 平成29年度法定報告兵庫県市町平均：特定健診受診率 35.4%
 特定保健指導実施率 22.3%

イ) 特定健診受診者数

特定健診受診者数は、平成30年12月末で、63,260人となっており、受診率は25.4%で、前年同月比では100.4%と微増している。

	29年度 (4月～12月)	30年度 (4月～12月)	対前年同月比
対象者数【A】	256,454人	248,907人	97.1%
受診者数合計【B】	64,925人	63,260人	97.4%
個別健診受診者数	29,042人	27,660人	95.2%
集団健診受診者数	35,883人	35,600人	99.2%
受診率：B/A	25.3%	25.4%	100.4%

③特定保健指導

特定健診の結果に基づき、対象者自らが生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行うことができる保健指導を指定医療機関、健診機関（2カ所）への委託に加え、平成31年度からは、ICTの活用による効果的・効率的な保健指導を実施する。

29年度法定報告	対象者	利用者数	終了者数	終了者の割合
特定保健指導	8,542人	785人	591人	6.9%
積極的支援	1,703人	174人	81人	4.8%
動機付け支援	6,839人	628人	510人	7.5%

(平成28年度法定報告対象者数8,621人、実施率7.9%)

④特定健診受診率・特定保健指導実施率向上対策

ア)セット健診(特定健診・特定保健指導とがん検診の同日実施)の実施場所拡充

平成30年度から、兵庫県予防医学協会健診センターでの実施が追加され、
現在、健康ライフプラザと合わせて2ヵ所で実施。

平成31年1月末時点受診者数 : 3,813人

イ)兵庫・長田区等での訪問による受診勧奨・利用勧奨

平成30年12月から特定健診受診率の低い兵庫区・長田区において重点勧奨
地区を選定し、訪問等による受診勧奨・特定保健指導の利用勧奨を実施。

(平成31年1月6日現在)

	訪問件数	訪問のうち面接件数
特定健診	337人	106人
特定保健指導	8人	1人

ウ)集団健診会場での健診当日のみなし初回保健指導の実施

平成30年度の運用改正に伴い、健診当日の結果から特定保健指導のみなし
対象者に対して、初回保健指導を実施しており、実施会場の拡大を図る。

(平成30年11月末現在)

会場数	暫定対象者数	初回面接人数(A)	(A)のうち 特定保健指導対象者数
20会場	414人	70人	53人

エ)集団健診受診者向け結果説明会の開催

平成30年度から集団健診受診者に対して、後日対面で結果返却・結果説明
及び特定保健指導を実施。平成31年度以降も実施会場の拡充を図る。

(平成30年12月末現在)

健診会場数	2ヵ所
集団健診回数	14回
特定健診受診者数	1348人
結果説明会	20回
結果説明実施人数	573人(42.5%)
結果説明会参加者のうち特定保健指導実施人数	58人
内訳) 積極的支援	20人
動機づけ支援	38人

オ) ICTを活用した特定保健指導

平成31年度から市民PHR「MY CONDITION KOBE」の活用等による効果的・効率的な保健指導を実施する。

カ) インセンティブ付与事業（ヘルスケアポイント）の実施

平成30年度に引き続き、41歳～69歳の特定健診の受診者に対するインセンティブとして、希望者に大腸がん検診の無料受診クーポンやはりきゅうマッサージ助成券（65歳以上）を発送する。

（４）30歳健康診査

30歳の神戸市国保加入者を対象にした健康診査を平成30年度に引き続き実施し、早い時期からの生活習慣病の早期発見やリスク評価により、生活習慣病の予防・重症化予防につなげる。

平成30年度は、11月に対象者2,320人に、個別案内を行った。

受診者数 112人（平成30年12月末現在）

（５）糖尿病性腎症等重症化予防対策

①糖尿病性腎症重症化予防事業

ア) 訪問等による保健指導

レセプトより糖尿病性腎症のハイリスク者と思われる治療中断者、特定健診結果より糖尿病性腎症のハイリスク者と思われる医療機関未受診者を対象として、受診勧奨を中心とした訪問等による保健指導を実施。

指導方法	平成28年度		平成29年度	
	実施数	保健指導後医療機関を受診した者	実施数	保健指導後医療機関を受診した者
訪問	65人	33人（50.7%）	86人	37人（43.0%）
電話	11人	7人（63.6%）	54人	32人（59.3%）
文書	67人	28人（41.7%）	192人	74人（38.5%）
計	143人	68人（47.5%）	332人	143人（43.1%）

*受診勧奨後、6ヶ月間継続受診を確認

イ) SIB を活用した糖尿病性腎症重症化予防事業

平成 29 年度にソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) を活用し、糖尿病性腎症のハイリスク者に対して、生活習慣改善等による腎機能低下抑制を目的とした 6 ヶ月間の保健指導プログラムを実施。平成 30 年度、31 年度に検証評価を行う。

29 年度：6 ヶ月間の保健指導実績：109 名（うち事業評価対象者 105 名）

30 年度：中間評価

中間評価（評価対象 105 名）	目標値	実績
プログラム修了率	80%	100%
生活習慣改善率	75%	95%

31 年度：特定健診結果のデータを用いて「腎機能低下抑制率」を評価。

②慢性腎臓病 (CKD) 予防事業

特定健診の結果で腎機能低下のハイリスク者のうち医療機関未受診者に対して、文書・電話・訪問による受診勧奨を中心とした保健指導を実施。

指導方法	平成 28 年度		平成 29 年度	
	実施数	保健指導後 医療機関を受診した者	実施数	保健指導後 医療機関を受診した者
訪問	88 人	36 人 (40.9%)	29 人	10 人 (34.5%)
電話	153 人	48 人 (31.4%)	60 人	19 人 (31.7%)
文書	59 人	9 人 (15.3%)	58 人	12 人 (20.7%)
計	300 人	93 人 (31.0%)	147 人	41 人 (27.9%)

③健康ライフプラザにおける健康教室の開催

健康ライフプラザにおいて、糖尿病予防教室および慢性腎臓病予防教室を開催。

(平成 30 年 11 月 10 日現在)

糖尿病予防教室	8 回	214 人参加
慢性腎臓病予防教室	3 回	57 人参加

(6) 重複・頻回受診等の者に対する保健指導

被保険者の健康の保持増進を図るため、重複・頻回受診者及び重複服薬者に対し、指導を行う。

(7) フレイル予防の推進

心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルの早期発見・生活習慣病の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、特定健診会場や薬局において、65歳および平成30年度にフレイルチェックを受けた66歳の国保加入者を対象に実施する。
(平成31年1月8日現在)

実施人数	再掲) 65歳国保	再掲) 66歳国保
1,766人	844人	152人

(8) 医療費の適正化

①レセプト点検の実施

レセプト点検員による資格点検・内容点検（兵庫県国民健康保険団体連合会の審査後に実施）を実施している。また、平成29年度から点検体制を強化して実施している。

なお、内容点検の効果は次のとおりとなっている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年4～10月	平成30年度(見込)
効果額	73,947千円	49,410千円	19,402千円	33,261千円
査定件数	31,756件	25,091件	13,423件	23,011件

平成30年度の点検効果額が委託契約の最低目標額67,200千円を下回る見込みのため、解除権を行使し、改めて公募により委託事業者を決定することとする。

②柔道整復及び鍼灸あん摩・マッサージ療養費の適正化について

平成29年度から柔道整復療養費に加えて、鍼灸あん摩・マッサージ療養費の申請書についても全件点検を実施している。

③海外療養費の支給の適正化について

海外療養費の支給適正化のため、不正請求対策業務を行っている。診療内容明細書又は領収明細書であって外国語で記載されているものを翻訳し、療養等を受けたとされる海外の医療機関等に対して受診状況の照会を行うことにより、不正請求の防止に取り組んでいる。

④第三者求償事務の強化について

交通事故など第三者の行為により医療を受けた場合、国民健康保険が負担した分を第三者に求償する事務を強化するため、平成 29 年度より、求償事務に必要な専門性を有する職員（嘱託 1 名、損害保険会社 O B）を新たに配置し、直接第三者への求償事務を行っている。

⑤ジェネリック医薬品差額通知の実施

主に生活習慣病について、ジェネリック医薬品に変更した場合の、一部負担金の差額を被保険者個人ごとに通知している。また、「ジェネリック医薬品お願いカード」を保険証に同封して全世帯に配布している。

差額通知の送付件数：平成 30 年度は約 23,000 通（平成 30 年 12 月実施）

ジェネリック医薬品の使用割合：72.1%（平成 30 年 8 月）

（同時期の全国平均：75.0%）

国の定める目標値 80.0%（平成 32 年 9 月までに）

4 国民健康保険料の収納対策

神戸市における国民健康保険料（現年分）の収納率は、平成 27 年度に 93.86%であったが、平成 28 年度は 93.45%、平成 29 年度は 93.02%と、2 年連続で低下しており、対策が急務となっている。

このため、国民健康保険料の収納率向上対策として、平成 31 年度には、初期未納者への電話催告を強化して実施する。また、日本語学校への委託により、外国人留学生の国民健康保険料の納付を円滑化する。

Ⅱ MY CONDITION KOBE（市民 PHR システム）について

※PHR: パーソナルヘルスレコード

健診データ等の提供と活用について本人から同意を得て個人の健康データを管理し、データに基づき一人ひとりに ICT を活用して保健指導を行う。また、個人の健康行動にポイントを付与し、特典等との交換ができる健康ポイント制度は市民 PHR システムに登録した方を対象に運用を行う。

○対象者

神戸市民（将来的には神戸市に在勤、在学の者も対象にする）

○管理するデータ（市民 PHR）

特定健診、フレイルチェック、健康とくらしに関する調査（アンケート）

※認知機能検診データ、がん検診データ、その他保健データ（学校保健、母子保健、予防接種等）も検討

○参加者インセンティブ

- ・ スマホ等 ICT を活用した保健指導、健康啓発支援、健診勧奨、健診データ表示などのサービスの提供
- ・ ウォーキング等の健康行動に応じてポイントを付与する健康ポイント制度への参画とポイントの健康商品等への交換。

Ⅲ 平成 31 年度 神戸市国民健康保険料について

1 平成 30 年度の保険料算定方式の見直し

①賦課割合

所得割：均等割：平等割＝50：30：20 → 45：38：17（介護分 42：41：17）

②神戸市独自の所得控除

配偶者及び扶養親族に係る所得控除を廃止したうえで、当分の間、子ども（18歳以下）、障害者、寡婦（夫）の控除を継続

③緩和措置

当分の間、平成 29 年度算定方式の保険料からの増加額を 15%までとする
（平成 30 年度：差額×0.85 を控除）

2 平成 31 年度以降の保険料算定方式（予定）

①神戸市独自の所得控除

子ども（18歳以下）、障害者、寡婦（夫）の控除を当面継続

②緩和措置

平成 29 年度算定方式の保険料と当該年度の保険料（神戸市独自の所得控除を適用）との差額（増加額）を毎年度段階的に引き上げ、平成 36 年度で緩和措置を終了

- ・平成 31 年度は、平成 29 年度算定方式の保険料と平成 31 年度の保険料との差額（増加額）を 30%までとする（平成 31 年度：差額×0.70 を控除）
- ・平成 32 年度以降は、差額（増加額）を毎年度 15%ずつ加算する
32 年度：45%（差額×0.55 を控除），33 年度：60%（差額×0.40 を控除），
34 年度：75%（差額×0.25 を控除），35 年度：90%（差額×0.10 を控除），
36 年度：緩和措置終了

【参考】神戸市国民健康保険条例 附則第 7 項（抜粋）

平成 30 年度以後の年度分に係る第 13 条の基礎賦課額は、当分の間、第 1 号に規定する額と第 2 号に規定する額との差額に 100 分の 85 を乗じて得た額（10 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「基礎賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第 2 号に規定する額が第 1 号に規定する額を超える場合にあっては、第 1 号に規定する額）とする。

◎国保運営方針において保険料の統一時期を明記した都道府県

- ・平成 36 年度までに統一 6 道府県（北海道・福島県・大阪府・奈良県・広島県・沖縄県）
- ・平成 39 年度までに統一 1 県（和歌山県）

平成 31 年度 神戸市国民健康保険料 試算

平成 31 年度の神戸市保険料率は、兵庫県が算定した平成 31 年度標準保険料率（仮算定）をもとに、神戸市独自の所得控除と緩和措置を考慮して試算

【平成 31 年度標準保険料率（仮算定）に基づく保険料率試算】

		神戸市保険料率			標準保険料率		
		30 年度	31 年度	差	30 年度	31 年度	差
医療分	所得割	8.17%	8.29%	0.12%	7.21%	7.54%	0.33%
	均等割	30,710 円	32,560 円	1,850 円	29,070 円	30,622 円	1,552 円
	平等割	21,360 円	23,220 円	1,860 円	20,439 円	21,531 円	1,092 円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.11%	3.31%	0.20%	2.54%	2.72%	0.18%
	均等割	11,670 円	12,830 円	1,160 円	10,271 円	11,008 円	737 円
	平等割	8,110 円	9,150 円	1,040 円	7,222 円	7,740 円	518 円
合 計 医療＋後期	所得割	11.28%	11.60%	0.32%	9.75%	10.26%	0.51%
	均等割	42,380 円	45,390 円	3,010 円	39,341 円	41,630 円	2,289 円
	平等割	29,470 円	32,370 円	2,900 円	27,661 円	29,271 円	1,610 円
介護分	所得割	3.41%	4.14%	0.73%	2.49%	2.92%	0.43%
	均等割	15,600 円	19,530 円	3,930 円	12,945 円	15,191 円	2,246 円
	平等割	7,050 円	8,810 円	1,760 円	6,064 円	7,094 円	1,030 円
合 計 医療＋後期 ＋介護	所得割	14.69%	15.74%	1.05%	12.24%	13.18%	0.94%
	均等割	57,980 円	64,920 円	6,940 円	52,286 円	56,821 円	4,535 円
	平等割	36,520 円	41,180 円	4,660 円	33,725 円	36,365 円	2,640 円

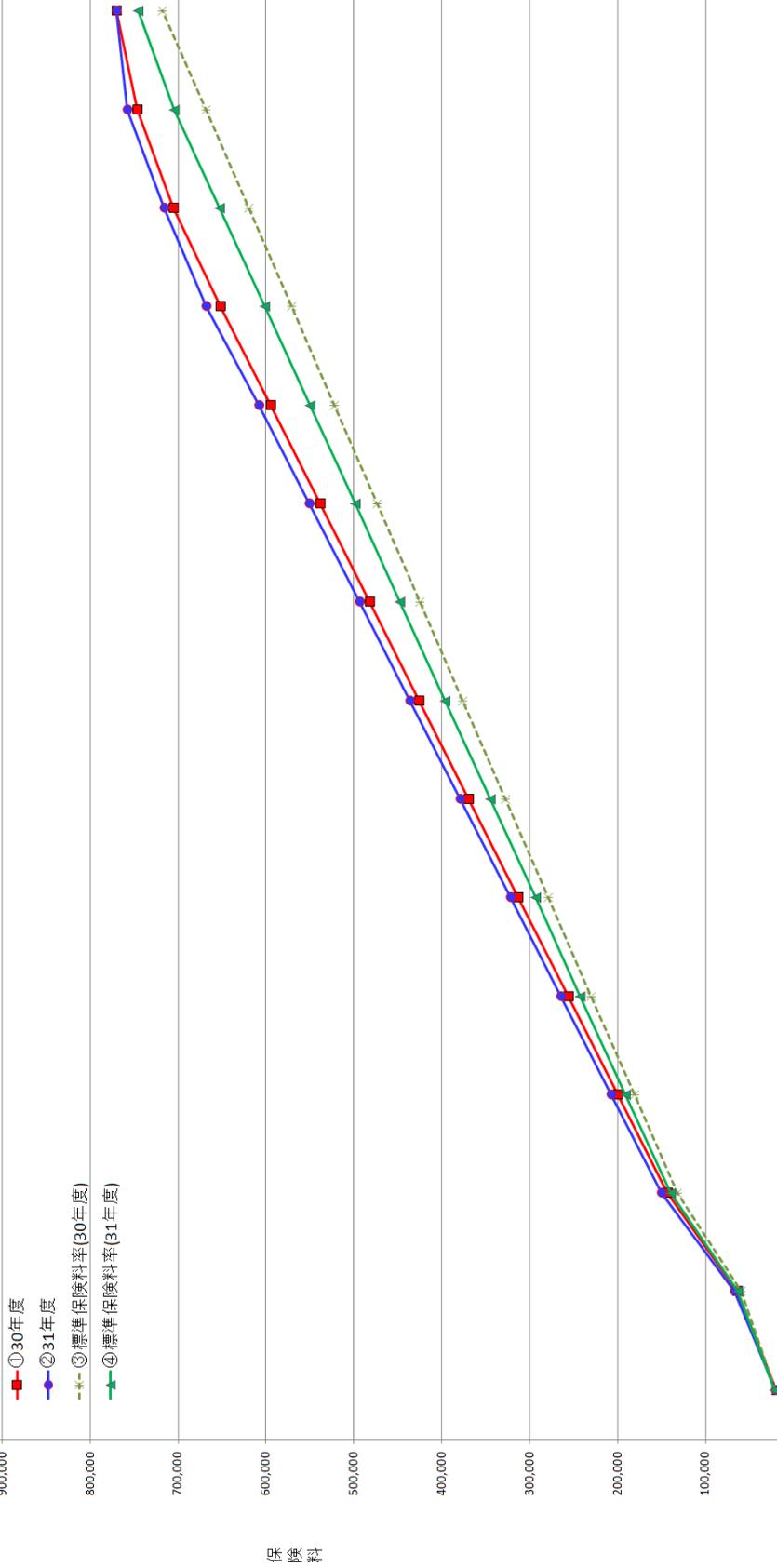
【平成 31 年度保険料額（試算）】 注：B 1～B 4 は介護分を含む

- A-1 年金所得・単身世帯（65 歳以上）
- A-2 年金所得・2 人世帯（65 歳以上夫婦）
- B-1 給与所得・単身世帯（40 歳以上 65 歳未満）
- B-2 給与所得・2 人世帯（40 歳以上 65 歳未満）
- B-3 給与所得・3 人世帯（40 歳以上 65 歳未満夫婦＋18 歳以下子ども 1 人）
- B-4 給与所得・4 人世帯（40 歳以上 65 歳未満夫婦＋18 歳以下子ども 2 人）
- C-1 給与所得・単身世帯（40 歳未満）
- C-2 給与所得・2 人世帯（40 歳未満夫婦）
- C-3 給与所得・3 人世帯（40 歳未満夫婦＋18 歳以下子ども 1 人）
- C-4 給与所得・4 人世帯（40 歳未満夫婦＋18 歳以下子ども 2 人）

＜参考＞平成 31 年度標準保険料率（本算定）

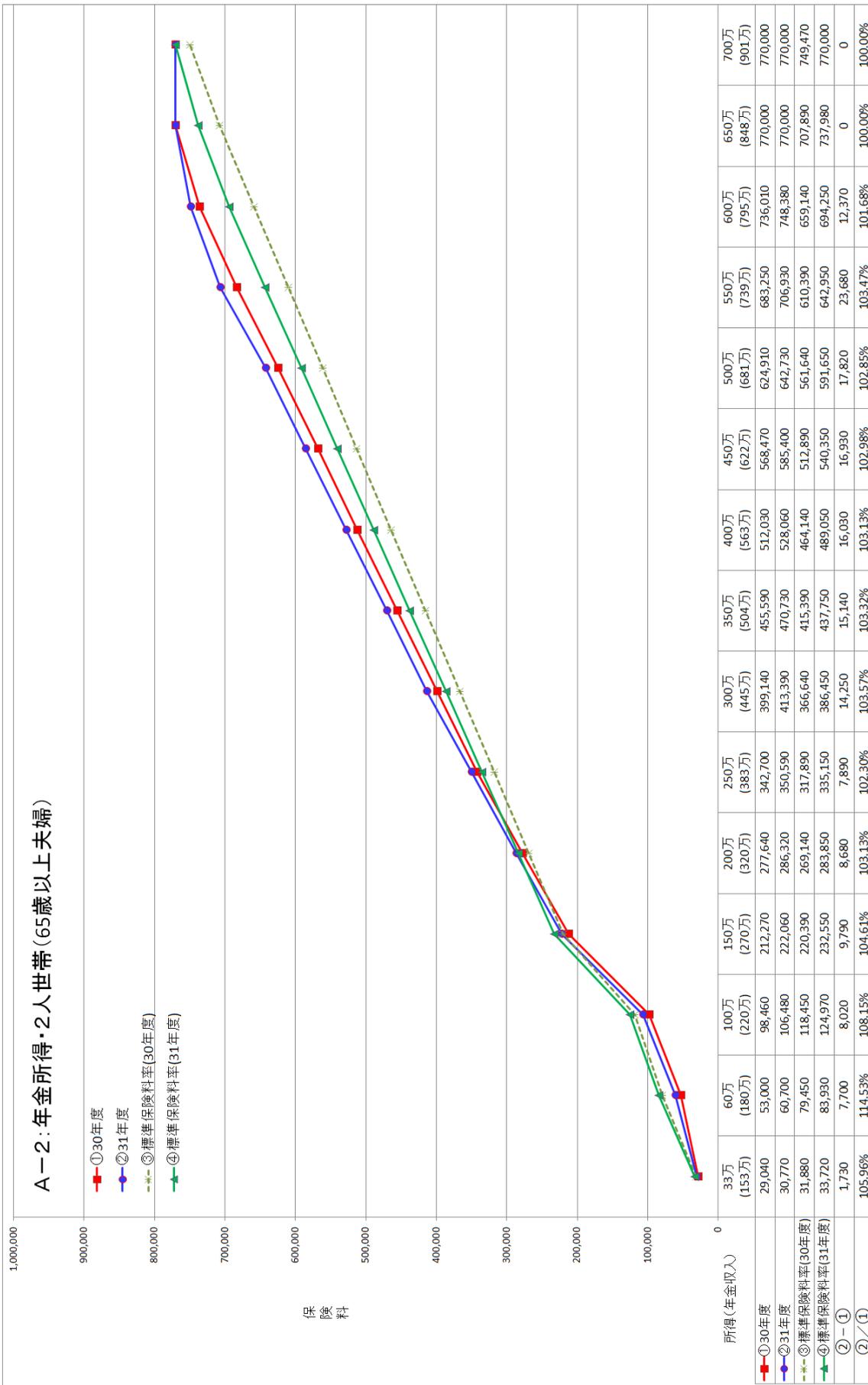
・医療分	所得割料率 7.67%	均等割額 31,234 円	平等割額 21,961 円
・後期高齢者支援金分	所得割料率 2.78%	均等割額 11,262 円	平等割額 7,918 円
・介護分	所得割料率 2.99%	均等割額 15,587 円	平等割額 7,280 円

A-1:年金所得・单身世帯(65歳以上)

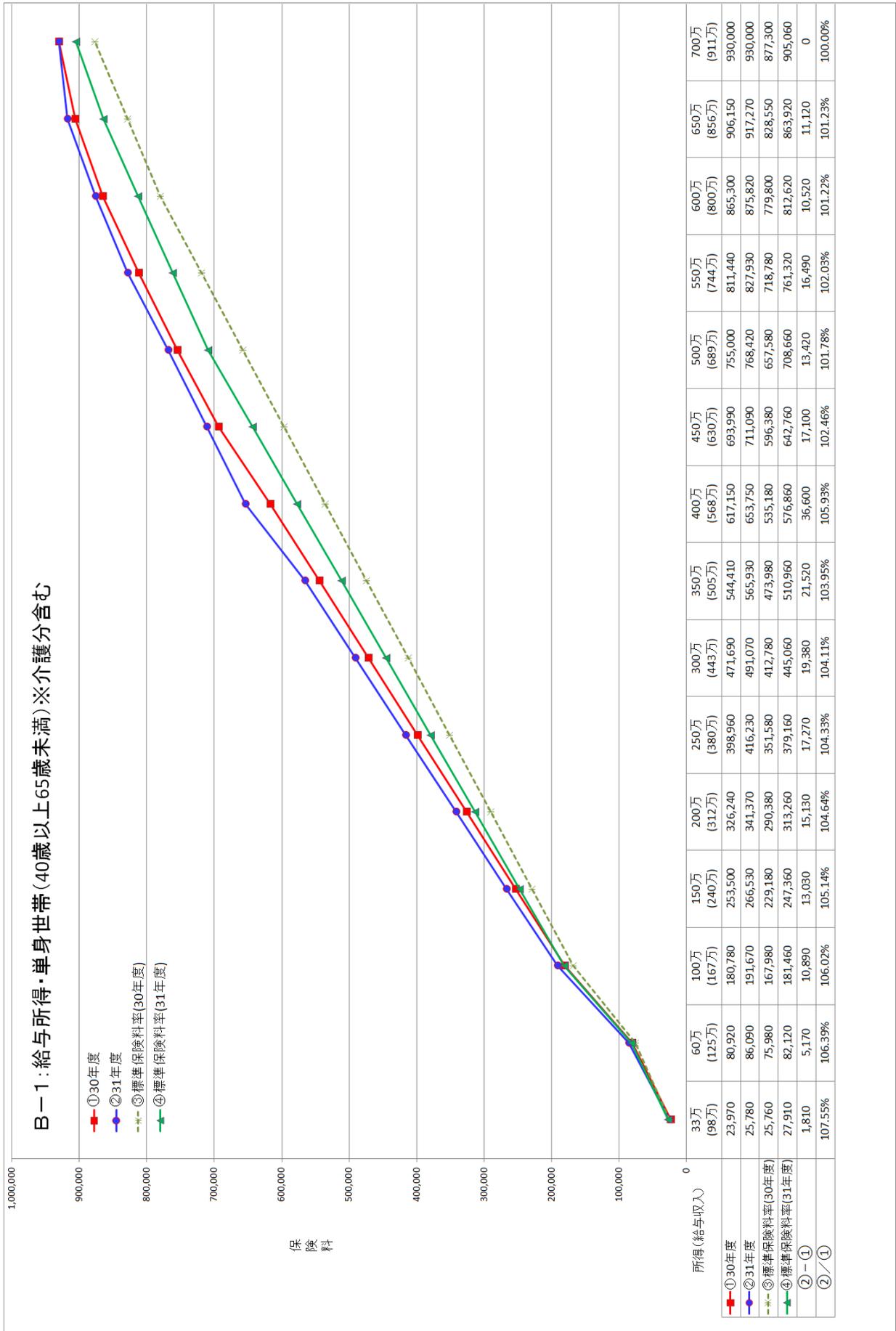


所得(年金収入)	33万 (153万)	60万 (180万)	100万 (220万)	150万 (270万)	200万 (320万)	250万 (383万)	300万 (445万)	350万 (504万)	400万 (563万)	450万 (622万)	500万 (681万)	550万 (739万)	600万 (795万)	650万 (848万)	700万 (901万)
①30年度	19,330	64,380	143,460	199,900	256,350	312,790	369,230	425,670	482,120	538,560	595,000	651,440	705,300	746,150	770,000
②31年度	20,250	67,410	149,740	207,080	264,410	321,750	379,080	436,420	493,750	551,090	608,420	667,930	715,820	757,270	770,000
③標準保険料率(30年度)	20,080	59,780	132,300	181,050	229,800	278,550	327,300	376,050	424,800	473,550	522,300	571,050	619,800	668,550	717,300
④標準保険料率(31年度)	21,240	63,110	139,620	190,920	242,220	293,520	344,820	396,120	447,420	498,720	550,020	601,320	652,620	703,920	745,060
②-①	920	3,030	6,280	7,180	8,060	8,960	9,850	10,750	11,630	12,530	13,420	16,490	10,520	11,120	0
②/①	104.76%	104.71%	104.38%	103.59%	103.14%	102.86%	102.67%	102.53%	102.41%	102.33%	102.26%	102.53%	101.49%	101.49%	100.00%

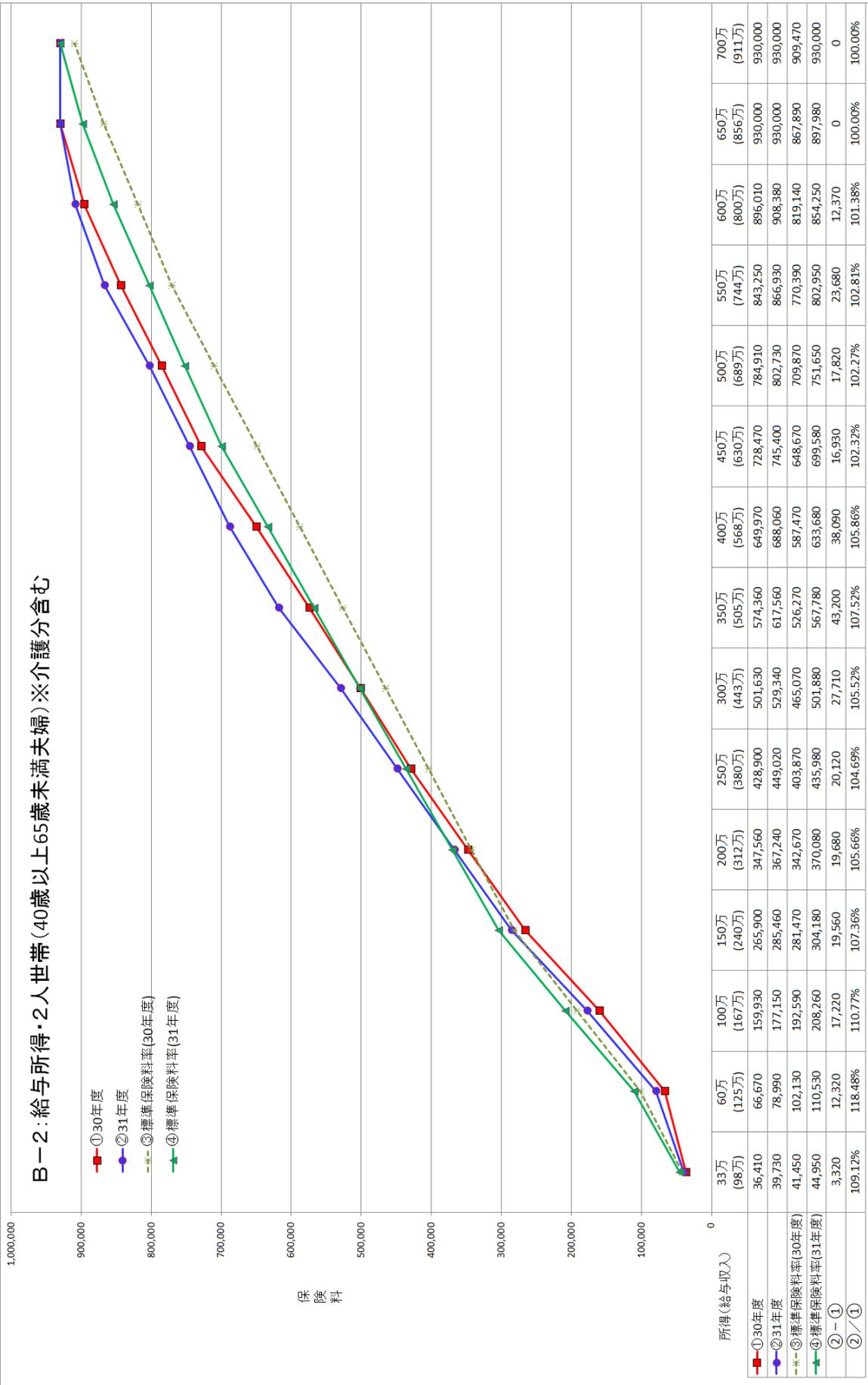
A-2: 年金所得・2人世帯(65歳以上夫婦)



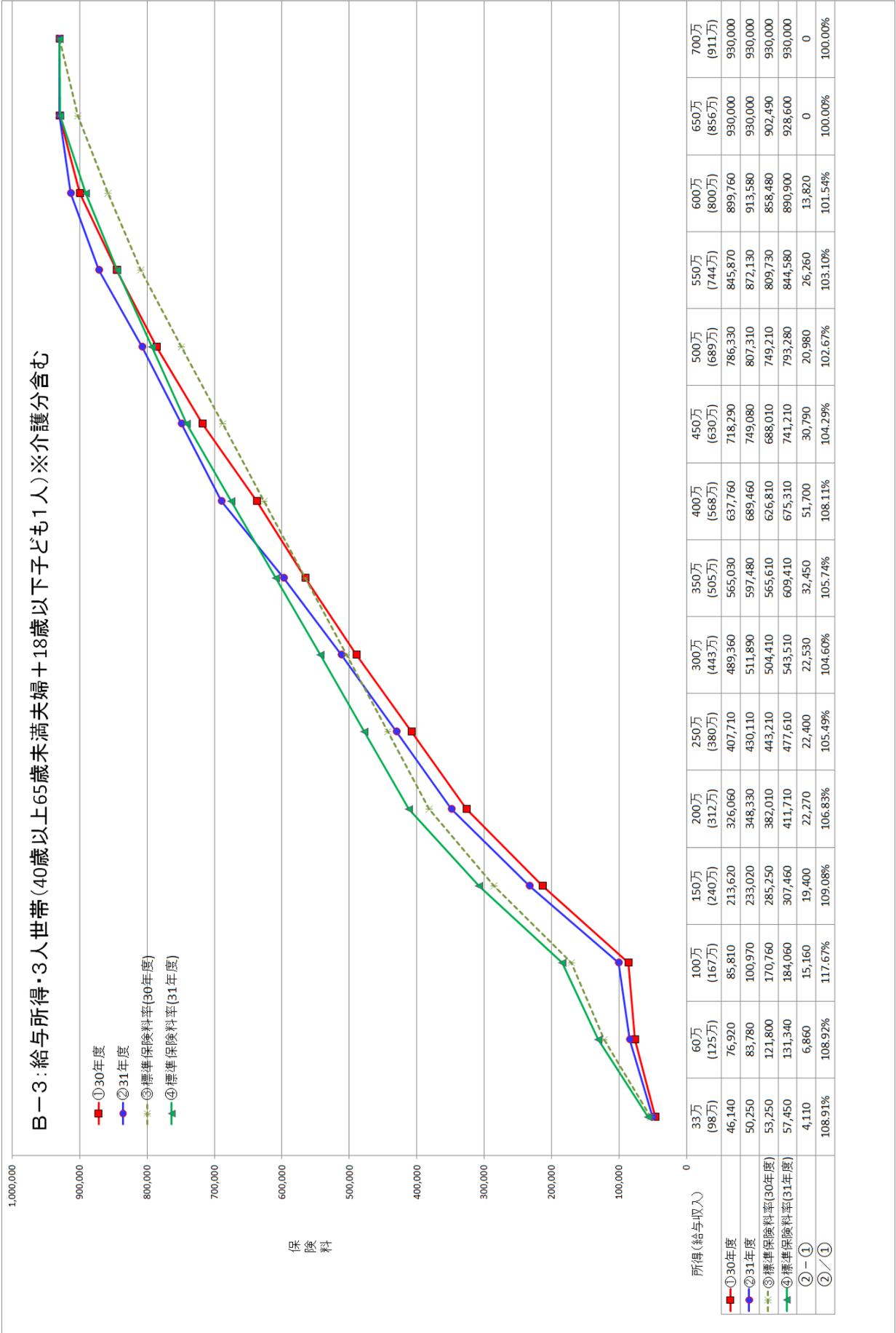
B-1: 給与所得・单身世帯(40歳以上65歳未満)※介護分含む



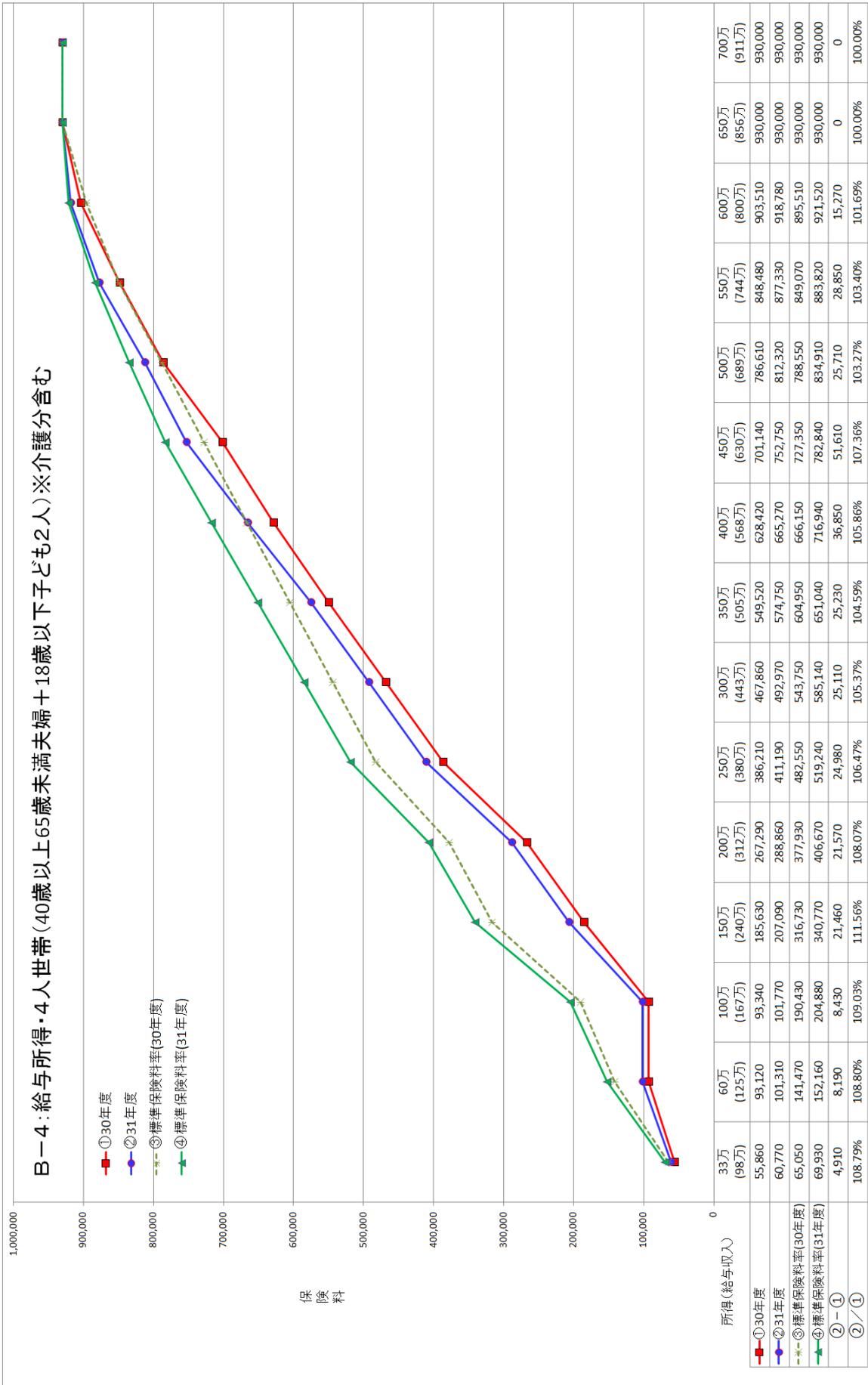
B-2: 給与所得・2人世帯(40歳以上65歳未満夫婦)※介護分含む



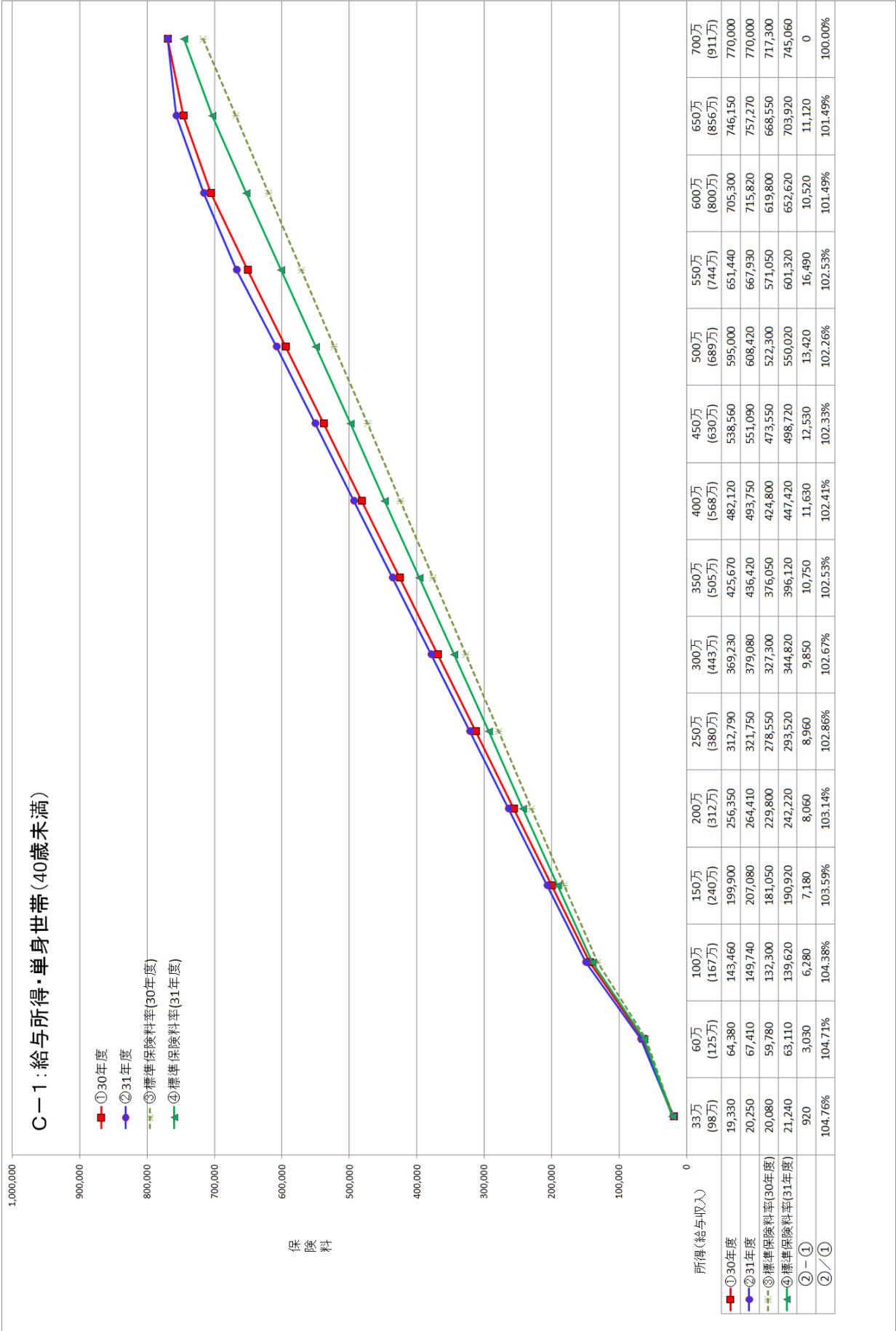
B-3: 給与所得・3人世帯(40歳以上65歳未満夫婦+18歳以下子ども1人)※介護分含む



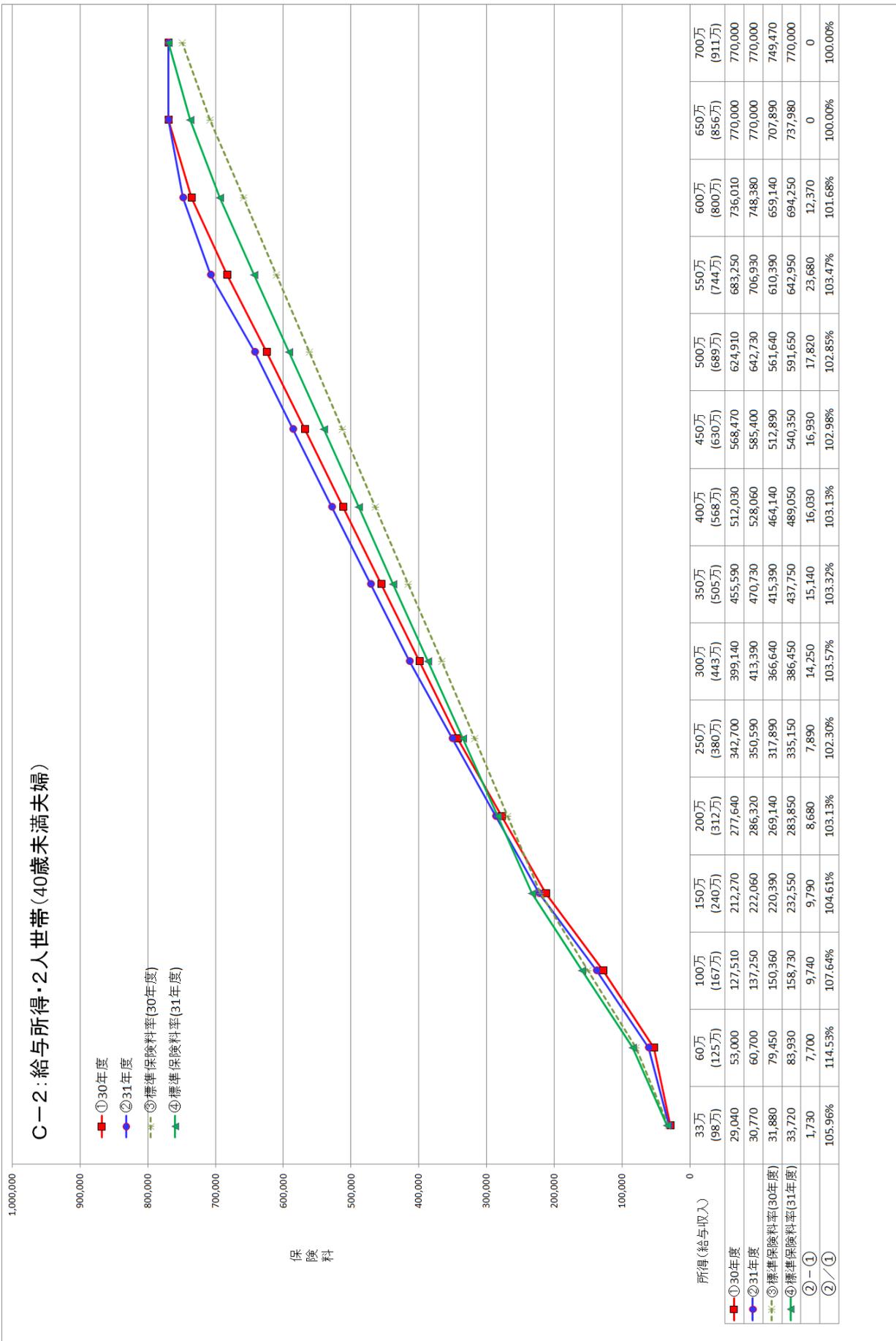
B-4: 給与所得・4人世帯(40歳以上65歳未満夫婦+18歳以下子ども2人)※介護分含む



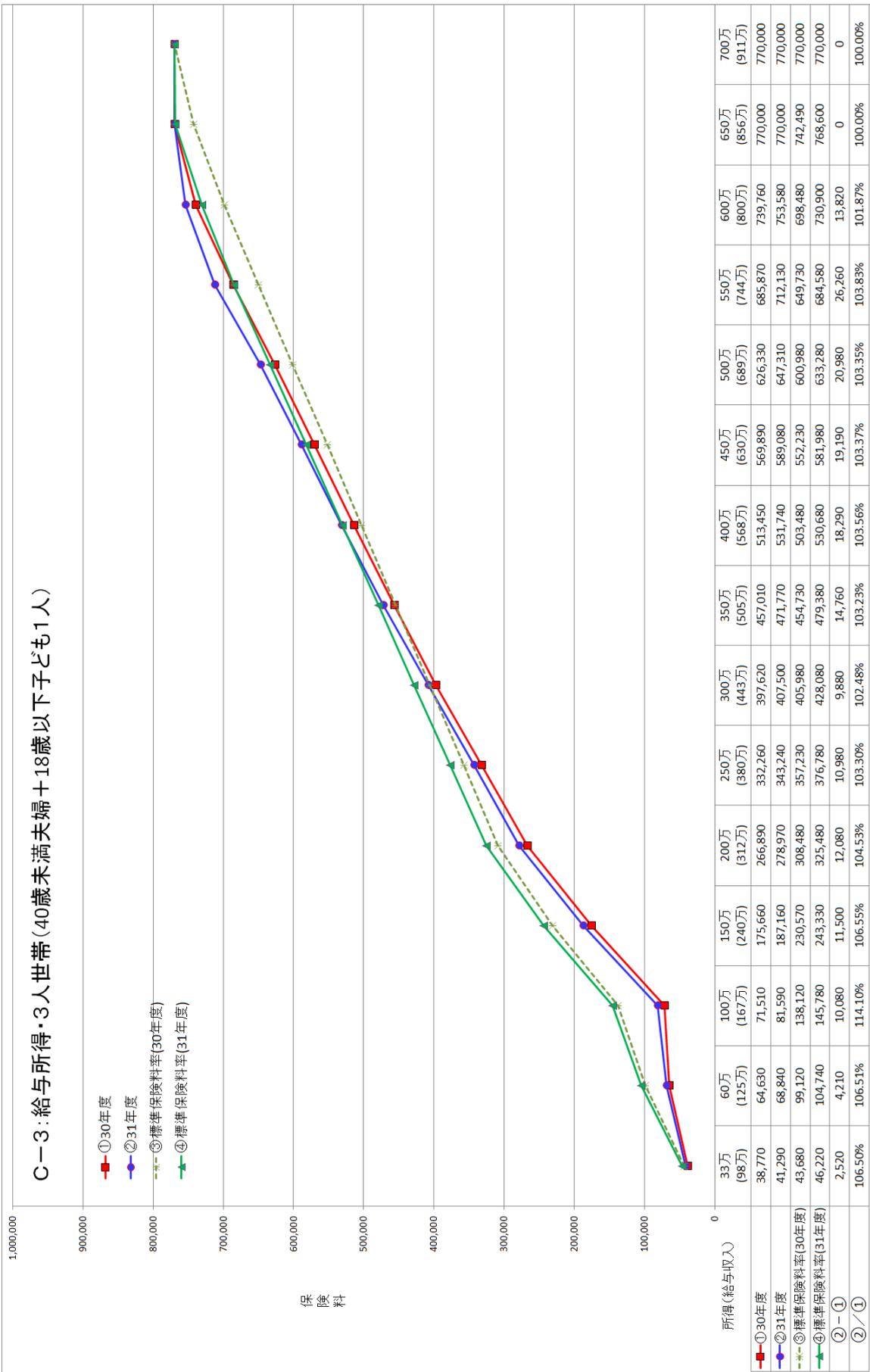
C-1: 給与所得・单身世帯(40歳未満)



C-2: 給与所得・2人世帯(40歳未満夫婦)



C-3: 給与所得・3人世帯(40歳未満夫婦+18歳以下子ども1人)



C-4: 給与所得・4人世帯(40歳未満夫婦+18歳以下子ども2人)

